

～農林水産省補助事業 Menu 4～

高度化計画認定事業者 フォローアップ事業

HACCP手法支援法の認定を受けた企業の
ギャップ分析とアドバイス支援

日本HACCPトレーニングセンター(JHTC)
食品の品質管理体制強化対策事業 検討委員会

作成:2013年 8月 28日

(修正:----年--月--日)

日本で遅れてしまった 中小企業のHACCP導入

課題①

HACCP支援法（食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法）は、食品の安全性の向上と品質管理の徹底への社会的な要請に応じて、食品製造業界全体にHACCPの導入を促進するため、平成10年に制定されました。同法制定以降、HACCPの導入を推進し、大手企業（販売金額50億円以上）の導入率は7割となっていますが、食品製造業界の大宗を占める**中小事業者についてはHACCPの導入が伸び悩んでいる状況**（23年度は27%）です。

この要因として、中小事業者が直面する以下の実態があります。

- ① HACCPで必要となる専門チームの編成や恒常的な監視・記録体制の構築のための従業員の確保が困難
- ② 昨夏の浅漬けによるO157集団食中毒事件など、近年の食品事故のほとんどは、一般的衛生管理の対応に抜け漏れがある等、HACCP導入の前段階の洗浄・殺菌等の施設や体制の整備（高度化基盤整備）に十分に取り組めていないことに起因

課題②


EUや米国をはじめ、HACCPを衛生基準として求める国際的動向がある中で、輸出促進のためには、**輸出先国が求めるHACCPに対応できるよう、輸出環境の整備が課題**となっています。

農林水産省 PR 資料より抜粋


総合衛生管理製造過程の現状

- 1,000件以上あった承認件数が773件に(534施設):2013年5月31日現在
- 止まらない承認返上の動き
- 厚生労働省の担当課長から「マルソウ本来の趣旨に沿った承認工場1施設以外は承認の必要ない」発言(HACCP.2007.8)
- SQFやFSSCなど民間のグローバル認証の本格普及がはじまれば役割を終えるのか？

HACCP支援法の基準改正(前回)

- 施設面:本来の目的である交差汚染防止を明記
 - 改正前:清浄度別の区画があり、清浄区域とその他の区域が(構造的)隔壁によって仕切られていること
- 
- 改正後:清浄度別の区画があり、清浄区域とその他の区域が原則として隔壁によって仕切られていること。ただし、隔壁以外の方法により、二次汚染が防止される場合は、この限りでない。

HACCP支援法の基準改正（前回）

- 運用面：あいまいだった**体制整備を義務付け**
 - 改正前：次に掲げる事項に関する取組についても、記載されることが**望ましい**。
 - (1) 専門的知識を有する人材の育成
 - (2) 管理に係る検証体制の構築
- 
- 改正後：次に掲げる要件が**記載されていること**。
 - (1) 専門的知識を有する**人材の育成又は確保**のための取組
 - (2) 必要な**従業員の教育**のための取組
 - (3) **検証**体制の構築及び継続的な検証の実施に関する**経営者の関与**が明確にされていること

HACCP支援法の基準改正（前回）

- 積極的にHACCP普及に取り組めた指定認定機関はごくわずか
 1. 従来の高度化基準に基づく審査が定常化していた
 2. 過去10年の施設整備ばかり強調したハコモノ
HACCP＝コストの増大というマイナスイメージが払しょくできなかった
 3. 計画承認の限界（一方で継続的な団体認証に積極的に取り組む組織も）
 4. HACCP認定のバイヤーからの評価が下がってしまった

小売業の認証と製造メーカー

- イオンー国内小売でGFSIに登録
⇒SQF、FSSC22000のみ認める方向を検討
- 7&Iー独自基準 & 二者監査
⇒従来の主だった小売業の動き、今後はGFSIへシフトの可能性はあるのか？
- CGC-Gー第三者認証ならば認める
⇒HACCP支援法も認めるが地域HACCPは不可
- 製造メーカーー小売ごと違う基準に苦心
⇒政府スタンダードは権威を急速に下げる

高度化計画認定事業者 フォローアップ事業

- HACCP手法支援法の認定を受けた企業のギャップ分析とアドバイス支援
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)第8条第2項の認定高度化計画に基づき施設及び運用体制の整備を完了して、**1年以上が経過**した食品製造事業者について、指導者等の専門家を活用して、HACCPによる衛生管理・品質管理が適切に行われているかを確認し、不備が認められた場合には、是正のための助言・指導を行う取組(以下、「フォローアップ」という)を支援。
- また、その取り組みを消費者に普及啓発できる資料を作成する。

高度化計画認定事業者 フォローアップ事業

- 認定を受けた高度化計画との差異だけではなく、国際標準であるコーデックスおよびNACMCF(食品微生物基準諮問委員会)の最新ガイドラインに基づいた**国際的に通用する監査**を実施する。
- それにより、バイヤーから求められつつある国際スタンダードとの力量ギャップを診断。**企業力アップに必要な助言・指導**(フォローアップ)を受けることができる。
- また、フォローアップを受けた食品製造事業者が、HACCP手法を導入済みの工場で生産された製品であることを示す普及啓発資料を、小売り現場等で消費者に配布できるようなHACCPに関する消費者の理解促進を図るために作成する。

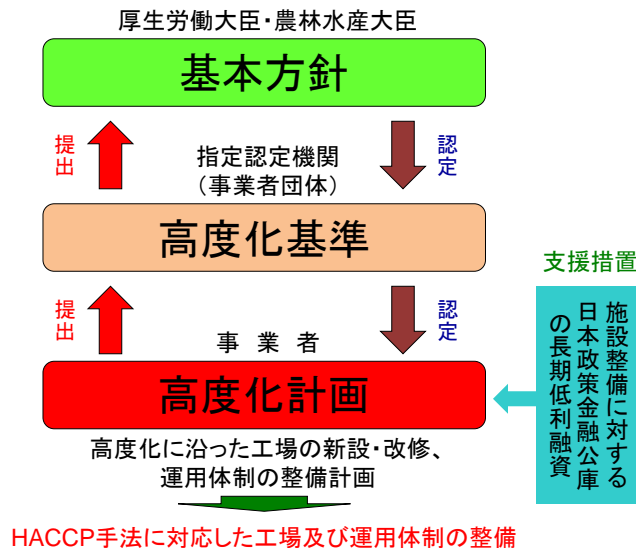
資料：HACCP手法支援法が改正されました

- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成25年6月21日法律第59号)
 1. HACCPの導入に至る前段階の**衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備**(高度化基盤整備)までの取組も本法の**支援の対象**とする
 2. まずは高度化基盤整備に取り組み、その後HACCPを導入するという段階を踏んだ取組を着実に支援するため、本法の有効期限を平成35年6月30日まで(**10年間**)延長する
 3. 更に、**HACCP導入が輸出促進に資すること**となるよう取り組むという方向性を本法において**明確化**する

資料：HACCP手法支援法

- HACCP手法支援法＝「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」
- 食品の安全性の向上と品質管理の徹底を求める社会的要請を踏まえ、食品製造業界に、国際的にも推奨されている衛生管理システムであるHACCPの導入を促進することを目的に
- 平成10年に、その適用期限を限った臨時措置法として制定された

資料：HACCP手法支援法のしくみ



資料：指定認定機関のための猶予期間

- 既存の指定認定機関は、改正法の施行日である「公布日から6月以内の政令で定める日」に同指定を受けたものとみなすこととしている(改正法附則第2条)。ただし...
 1. 高度化基盤整備の内容を盛り込む必要がある高度化基準について、国が「公布日から6月以内の政令で定める日」に改定する基本方針に沿って、見直す必要があるとともに、
 2. 高度化計画の認定の審査等に係る手続を定める認定業務規程についても、今般の法改正に伴い、高度化基盤整備計画の認定の審査等に係る手続を新たに追記する必要がある

日本HACCPトレーニングセンター

- お問い合わせはこちらまで
日本HACCPトレーニングセンター
専務理事 杉浦嘉彦
携帯：080-2040-1237
E-mail: yoshihiko-s@keiran-niku.co.jp

事務局(岩本、法嶋)
TEL: 050-5808-9809 (IP電話)
FAX: 03-3268-1106
東京都新宿区山吹町332 オフィス87 5階
(株)鶏卵肉情報センター内
<http://www.jhtc-haccp.org/>